

第79回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

場 所

東京都墨田区横綱一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

4名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する

譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

 株式会社 小林洋行

証券コード 8742



証券コード 8742
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

株式会社 小林洋行

代表取締役社長 細 金 成 光

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kobayashiyoko.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8742/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（5頁～17頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に従って2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）
（国際ファッションセンター）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」


③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）




**インターネットで議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

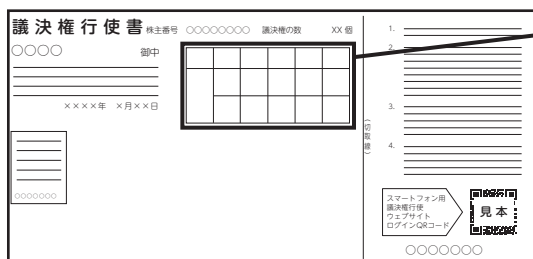
---

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時到着分まで

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて

- ①インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ②インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○ ○ ○ ○ ○ 郵中

××××年 ×月××日

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトに  
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

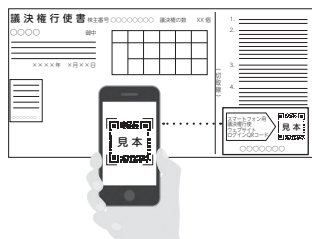
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

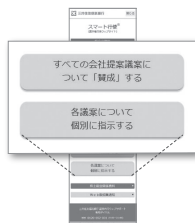
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

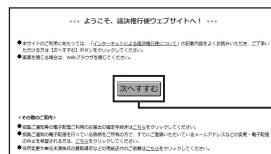
・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金 は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、今後の事業展開のために必要な内部留保の充実及び業績などを総合的に勘案し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は、71,680,152円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(30) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(31) (条文省略)</p> | <p>(目的)<br/>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(30) (現行どおり)</p> <p><u>(31) 古物営業法に基づく古物商および質屋営業法に基づく質屋営業</u></p> <p><u>(32) 中古品、リサイクル品およびリユース品の買取、販売および仲介</u></p> <p><u>(33) (現行どおり)</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(ふりがな)<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ほそがねしげみつ<br>細金成光<br>(1963年9月5日) | 1991年1月 当社入社<br>1997年6月 当社取締役<br>1998年9月 当社国際・情報本部長<br>2000年12月 当社常務取締役<br>2003年4月 当社金融事業本部長<br>2006年6月 当社専務取締役<br>2007年7月 当社代表取締役専務取締役<br>2008年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長<br>株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長<br>株式会社三新電業社代表取締役会長 | 320,548株   |
| 2     | わたなべひろし<br>渡辺宏<br>(1960年5月17日)  | 1984年4月 当社入社<br>2008年8月 当社経理部長<br>2015年3月 当社執行役員<br>2015年3月 当社業務部長<br>2015年6月 当社取締役<br>2024年7月 当社常務取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>フジトミ証券株式会社取締役<br>株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役<br>株式会社三新電業社監査役<br>株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役                                                  | 18,098株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | たき ざわ かつ ゆき<br>瀧 澤 克 行<br>(1960年10月1日) | 1982年4月 当社入社<br>2003年7月 当社総務部長代行<br>2008年7月 当社執行役員<br>2008年7月 当社CX事業本部長<br>2010年4月 当社事業部長<br>2015年3月 株式会社小林洋行コミュニケーションズ転籍<br>2015年3月 同社統括部長(現任)<br>2018年6月 同社取締役(現任)<br>2018年6月 当社取締役(現任)<br>2018年6月 当社経営企画室長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役<br>株式会社三新電業社取締役 | 18,300株    |
| 4     | ほそ がね ひで みつ<br>細 金 英 光<br>(1966年2月20日) | 2003年10月 株式会社フジトミ<br>(現フジトミ証券株式会社)入社<br>2006年6月 同社取締役<br>2007年3月 同社専務取締役<br>2007年6月 同社代表取締役社長(現任)<br>2022年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>フジトミ証券株式会社代表取締役社長<br>株式会社フジトミ代表取締役社長                                                                                             | 390,916株   |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の選任理由は、次のとおりであります。

(1)細金成光氏を取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり当社の代表取締役として、リーダーシップを発揮しており、経営に関して豊富な経験や深い見識を有しております。現在は、当社グループの先導役として当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っております。また、当社の取締役会においては経営における重要な事項について審議や執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。

(2)渡辺 宏氏を取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり当社の経理・財務に携わり当社の財務に精通していることから、当社及び当社グループ全体の財務状況を把握しており、当社及び当社グループの課題等に意見・提言を行っております。現在は、常務取締役として経営に参画しているほか、当社グループ会社の取締役及び監査役として経営の監視や適切な助言を行っております。当社の取締役会においては経営における重要な事項について立案、審議及び執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。

(3)瀧澤克行氏を取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり当社の総務・人事に携わり、また執行役員本部長として事業部門を牽引した経験を持つなど、当社において幅広い経験を有しております。現在は、経営企画室長として経営に参画しているほか、当社グループ会社の株式会社小林洋行コミュニケーションズの取締役統括部長として同社の事業活動を牽引しております。当社の取締役会においては内面と外面との二極方面から、経営における重要な事項について立案、審議及び執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。

(4)細金英光氏を取締役候補者とした理由

同氏は長年にわたり当社グループ会社のフジトミ証券株式会社の代表取締役社長として同社の経営全般を担っており、豊富な経験と幅広い知識を活かし強いリーダーシップをもって同社の業務執行に努めております。また、当社グループの代表者会議においては当社グループの経営戦略に基づく意見・提言を行っております。当社の取締役会においてはこれらの経験や知識を活かし、経営における重要な事項について審議や執行の監督を行っております。上記の理由により、引き続き取締役として、当社及び当社グループの企業価値向上に寄与できると判断しております。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31頁に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>（ふりがな）<br>（生年月日）           | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | かとう しゅうじ<br>加藤 周二<br>(1953年1月10日) | 1975年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省<br>1995年6月 国土庁長官官房参事官<br>1997年5月 通商産業省大臣官房付(退官)<br>1997年12月 社団法人国際経済政策調査会<br>主任エコノミスト<br>1999年5月 社団法人国際経済政策調査会理事<br>一般財団法人日本立地センター<br>特別客員研究員<br>2001年12月 株式会社フューチャー・エコロジー<br>代表取締役社長<br>2003年11月 株式会社ビックカメラ取締役<br>2010年2月 株式会社ビックカメラ取締役<br>C S R O兼内部統制室長<br>2011年11月 株式会社ビックカメラ顧問<br>2013年6月 保土谷化学工業株式会社社外取締役<br>2013年6月 当社社外監査役<br>2013年7月 株式会社マコト取締役会長（現任）<br>2016年6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社マコト取締役会長 | 0株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | にしだ あきら<br>西田 章<br>(1972年4月12日)  | <p>1999年4月 長島・大野法律事務所弁護士<br/>(現 長島・大野・常松法律事務所)</p> <p>2002年9月 経済産業省 出向</p> <p>2004年7月 日本銀行 出向</p> <p>2006年11月 西田法律事務所弁護士(現任)</p> <p>2017年10月 当社社外取締役[監査等委員](現任)</p> <p>2023年6月 株式会社リーガルコーポレーション<br/>社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>西田法律事務所弁護士<br/>株式会社リーガルコーポレーション社外監査役</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | 0株         |
| 3     | まえだ てつや<br>前田 哲哉<br>(1964年3月19日) | <p>1987年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行</p> <p>2014年4月 株式会社りそな銀行執行役員</p> <p>2016年4月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員</p> <p>2018年4月 株式会社りそな銀行常務執行役員</p> <p>2020年4月 りそなカード株式会社代表取締役社長</p> <p>2023年4月 株式会社日刊スポーツ新聞社社長付</p> <p>2023年6月 株式会社日刊スポーツ新聞社取締役</p> <p>2024年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)</p> <p>2025年4月 株式会社日刊スポーツビジネスサポート<br/>取締役(現任)</p> <p>2025年4月 株式会社日刊スポーツNEWS 監査役(現任)</p> <p>2025年4月 株式会社日刊スポーツ新聞東京本社監査役(現任)</p> <p>2025年4月 株式会社滝山監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社日刊スポーツビジネスサポート取締役<br/>株式会社日刊スポーツNEWS 監査役<br/>株式会社日刊スポーツ新聞東京本社監査役<br/>株式会社滝山監査役</p> | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏は、社外取締役候補者であります。また、各候補者の選任理由及び期待される役割の概要は、次のとおりであります。
- (1)加藤周二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は通商産業省（現経済産業省）及び経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を監査等委員である社外取締役として、外部の視点をもって経営の監視や適切な助言をいただきたいためであります。また、その有している知見をもって取締役の職務執行に対し助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割が果たされることを期待したからであります。上記の理由により、引き続き監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2)西田 章氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての長年にわたる豊富な経験による法律やコンプライアンスに関する専門知識と識見を当社の経営に反映していただきたいためであります。また、その有している知見をもって取締役の職務執行に対し助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割が果たされることを期待したからであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3)前田哲哉氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は銀行員として長年培ってきた識見や取締役として企業経営に携わった経験を有しており、その経験を活かし外部の視点を持って経営の監視や適切な助言をいただきたいためであります。また、その有している知見をもって取締役の職務遂行に対し助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割が果たされることを期待したからであります。上記の理由により、引き続き監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 当社は、加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とした同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31頁に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 加藤周二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。西田 章氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年8ヶ月となります。前田哲哉氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>

(取締役会のスキル・マトリックス)

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

| 氏名    | 地位               | 候補者が有する専門性・経験 |       |    |            |       |
|-------|------------------|---------------|-------|----|------------|-------|
|       |                  | 企業経営          | 財務・会計 | 法務 | 営業・マーケティング | 人事・労務 |
| 細金 成光 | 代表取締役社長          | ○             |       |    | ○          |       |
| 渡辺 宏  | 常務取締役            |               | ○     |    |            | ○     |
| 瀧澤 克行 | 取締役              |               |       |    | ○          | ○     |
| 細金 英光 | 取締役              | ○             | ○     |    |            |       |
| 加藤 周二 | 社外取締役<br>(監査等委員) | ○             |       | ○  |            |       |
| 西田 章  | 社外取締役<br>(監査等委員) |               |       | ○  |            | ○     |
| 前田 哲哉 | 社外取締役<br>(監査等委員) | ○             | ○     |    |            |       |

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2025年6月27日開催の第78回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された佐野友昭氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(ふりがな)<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| さのともあき<br>佐野友昭<br>(1949年1月27日) | 1972年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行<br>2002年6月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)<br>取締役兼常務執行役員<br>2003年8月 共同抵当証券株式会社代表取締役社長<br>2004年2月 三平建設株式会社社外監査役<br>2004年6月 株式会社日刊工業新聞社専務取締役<br>2009年3月 新三平建設株式会社社外監査役<br>2018年2月 株式会社S・NKGBS社外監査役 | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野友昭氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐野友昭氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は銀行員として長年培ってきた識見や知識及び取締役として企業経営に携わった経験を有しているからであり、同氏が社外取締役に就任した場合には、これらの経験を活かして当社の経営を適切に監督いただくことを期待したからであります。
4. 佐野友昭氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の31頁に記載のとおりであります。佐野友昭氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 佐野友昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とご承認いただいております。

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の対象取締役に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して本制度により支給される金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、30百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、対象取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を定めており、その概要については事業報告31頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を末尾の【ご参考】のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の対象取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に対し1年間に発行または処分される株式総数の発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は0.4%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役は0名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、対象取締役の員数に変更はありません。

また、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、その金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。これにより当社が新たに発行または処分する当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定することといたします。

また、本制度により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が任期満了前に当社の取締役を退任または辞任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任または辞任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (5) 上記（4）に規定する場合においては、当社は、上記（4）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないように、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理する予定であります。

## 【ご参考】

### 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等にかかる決定方針を取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬と非金銭報酬とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとする。

#### c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

- ・当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給するものとする。
- ・非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の具体的な付与数、付与方法は、株主総会にてご承認いただいた範囲内で取締役会で決議し、具体的な支給時期及び配分については毎年取締役会で決定するものとする。

#### d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長細金成光氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することです。同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

以上

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### (経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善されるなか、米国の通商政策による影響が一部にみられるものの、各種政策の効果により、緩やかな回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化などの地政学的影響や物価上昇の継続による消費者マインドの下振れが、わが国の景気を下押しするリスクとなっており、先行きは不透明な環境が続くと見込まれます。

##### (経営環境)

当社グループの主たる事業である投資・金融サービス業において、国内の商品市場のうち金は、期初は米相互関税発表後の世界同時株安の影響に伴う損失補填に対する換金売りが金相場にも広がったため、一時急落し4月9日には13,985円(中心限月)を付けました。しかしその後は、世界的な不確実性の高まりのなか安全資産としての金人気が再燃したことに加え、FRBの利下げ観測、地政学的リスクの高まりや中央銀行の買入れなど度重なる上昇要因を背景に金需要が一段と高まったため、10月には史上初めて20,000円を突破しました。年が明けても上昇基調は衰えず、そこへベネズエラ情勢や中東情勢の緊迫化も加わり、1月29日には28,498円まで上昇しました。その後は、中東情勢の長期化懸念による原油の高騰や供給不安からスタグフレーションに陥るリスクが懸念され、金融市場を混乱させたため、金価格も期末にかけて乱高下する値動きとなりました。

国内の株式市場において、期初は、米相互関税の発表を受け、世界景気の下振れ懸念や企業業績の悪化懸念が広がったため、世界株式と同様に日経平均株価も大幅に下落し4月7日には30,792円74銭まで下がりました。その後は、米関税政策に対する警戒感の緩和から世界株式が上昇局面に入ったところへ、海外投資家の日本市場に対する評価の高まりや円安による割安感から海外マネーが日本の株式市場に流入しました。また、10月より発足した高市政権への期待感などから日経平均株価は10月に史上初めて50,000円を突破しました。2026年に入り米国による軍事介入が地政学的リスクを高めましたが、2月の衆議院選挙で与党が圧勝したことを受け、政治経済が安定するとの期待感から日経平均株価は歴史的高値圏で推移し、2月26日には59,332円43銭まで上昇しました。しかしイラン情勢が本格的に悪化すると、歴史的

原油高を背景に金融市場は混乱に陥り、3月の日経平均株価の下落幅は7,786円と過去最大を更新しました。

生活・環境事業において、生保業界は、少子高齢化や若年層の保険離れにより新規顧客層が縮小したため、厳しい収益環境が続きました。そのなかで、多様化するライフスタイルに対応した商品の開発や医療保険や介護保険などシニア層向けの第三分野の保険の需要が拡大しました。一方で損保業界は、自然災害の激甚化による保険金支払の増加や自動車の安全性能の進展による自動車保険市場の縮小のため、厳しい収益環境となりましたが、DXの推進により業務効率化や事業費削減が図られるなか、巧妙化するサイバー攻撃やコロナ等のパンデミックリスクに備えた新たな保険の需要が拡大しました。広告用電設資材卸売業においては、景気回復に向けての動きが顕著となり看板設置事業の投資需要も増加傾向となりました。また、LED照明販売事業では、省エネ性能の高さや長寿命が評価され蛍光灯からLED照明器具への取り換えが進んでおり、需要が堅調に推移しました。

スポーツ施設提供業において、ゴルフ業界は、当業界を支えてきた団塊の世代の高齢化に伴い、ゴルフ人口が減少する懸念も出てきた一方で、新規顧客層の開拓のために若年層や女性をターゲットとしたマーケティング戦略や設備改善が進むなか、DX化による顧客の利便性や満足度の向上がリピーターの増加に繋がりました。また、天候に左右されず、都市部を中心とした身近で気軽にゴルフが楽しめるインドアゴルフの需要も伸びており、ゴルフ人気の下支えとなりました。

不動産業において、ビジネスホテルは、好調なインバウンド需要と円安基調が、引き続き高水準の稼働率を牽引しました。また、深刻な人手不足や多様化する顧客ニーズに対応するため、無人のチェックイン・アウトシステムを導入するなどサービス等の無人化が進みました。賃貸用マンションでは、長引く建築資材の高騰や人手不足の影響で、着工戸数は引き続き減少しましたが、マンション価格の高騰や単身世帯の増加により、都心部では賃貸需要が増加しているため、引き続き賃料は上昇基調で推移しました。

インターネット広告業において、国内の広告市場は、好調な企業業績を背景に、屋内外のイベントの増加やインバウンド需要の増加などの影響を受け、堅調に推移しました。特にインターネット広告につきましても、SNSやCTV上の動画広告やリテールメディア広告の需要が一層高まり、広告市場全体の成長を牽引しました。

#### (業績)

このような事業環境のもと、投資・金融サービス業は、4月の株式相場下落により、手数料収入及び新規顧客の獲得ともに厳しいスタートになりましたが、その後、新規顧客の獲得や金ETF、日経225など主力商品の上昇トレンドを捉えるなどして預り資産の増加に注力したほか、既存顧客からの紹介も継続的に発生した結果、手数料収入、預り資産ともに年間目標を達成しました。また、昨年2月に提供を開始した「くりっく365の自動売買サービス（シストレ

セレクト365)」について、アフィリエイトを中心とした積極的な広告戦略で認知度の向上と新規顧客の獲得を図ってまいりました。その結果、金融商品取引の受取手数料は1,650百万円(前連結会計年度比5.8%増)、商品先物取引の受取手数料は478百万円(同25.1%増)となったため、投資・金融サービス業の受取手数料は2,128百万円(同9.6%増)となり、営業収益は2,207百万円(同7.9%増)となりました。

生活・環境事業の保険募集事業では、保険業法改正に沿った体制整備の強化を行いつつ、生保は保障を主たる目的とした変額保険の提案に注力し、一方損保は既存顧客の継続率維持や新規企業開拓に注力しました。その結果、募集手数料は380百万円(同16.2%増)となりました。また、広告用電設資材卸売業では、売上高506百万円(同2.5%増)となり、LED照明等の販売事業の売上222百万円(同17.6%増)などを加えた、生活・環境事業の営業収益は1,110百万円(同9.7%増)となりました。

スポーツ施設提供業において、当社が所有するゴルフ場(ゴールドクロスカントリークラブ)では、4月は、比較的天候に恵まれたことに加え、前年同月の低迷の反動から、売上、来場者数ともに前年同月を大きく上回りました。一方で、夏場の記録的な猛暑や、週末を中心に悪天候に見舞われたことで集客に苦戦を強いられましたが、周辺の事業環境を注視しながら状況に応じた価格設定をするなど、売上、来場者数の確保に努めました。その結果、売上高は483百万円(同2.0%減)となりました。

不動産業において、不動産賃貸では、当社グループが所有する賃貸用マンションは、引き続き高い入居率を維持しました。また、長期的かつ安定的な収益源を確保するため、経年劣化を考慮した大規模修繕や設備更新を計画かつ実施するなど物件の長期維持管理に努めました。ビジネスホテルにおいては、インバウンド需要は引き続き好調で、日中関係の悪化が懸念されるものの、訪日外客数は依然高水準を維持しました。さらに国内旅行や国内出張の需要も回復しており、稼働率の向上や宿泊単価の高止まりに繋がりました。また、不動産売買では、想定より高値での売却や売却時期の前倒しなど、販売用物件の売却が順調に進んだ結果、年間目標を大きく超過し、事業開始以来最高の業績となりました。一方、販売用不動産の仕入については、リフォーム費用を含めた価格の高騰という厳しい環境が続きましたが、情報収集に注力し、慎重に物件を選別して購入を進めた結果、翌期に順調なスタートが切れる水準の在庫を確保することができました。その結果、売上高は880百万円(同12.7%増)となりました。

インターネット広告業においては、動画広告需要の高まりやデジタルプロモーション市場の拡大など好調な事業環境が続くなか、引き続きアフィリエイト広告の運用代行やテレビコマercialの受注に注力するなど、業績の向上に努めました。その結果、売上高は366百万円(同5.2%増)となりました。

これらの結果、営業収益は5,047百万円（同7.8%増）、営業総利益は3,392百万円（同6.6%増）となりました。

一方、営業費用は3,210百万円（同7.0%増）と増加しましたが、営業利益は182百万円（同0.6%増）、経常利益は279百万円（同9.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は280百万円（同17.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. 投資・金融サービス業

当連結会計年度の投資・金融サービス業の営業収益は2,207百万円（前連結会計年度比7.9%増）、セグメント利益は217百万円（同5.3%減）となりました。

b. 生活・環境事業

当連結会計年度の生活・環境事業の営業収益は1,110百万円（同9.7%増）、セグメント利益は57百万円（同87.0%増）となりました。

c. スポーツ施設提供業

当連結会計年度のスポーツ施設提供業の営業収益は483百万円（同2.0%減）、セグメント利益は32百万円（同11.5%減）となりました。

d. 不動産業

当連結会計年度の不動産業の営業収益は880百万円（同12.7%増）、セグメント利益は257百万円（同1.6%増）となりました。

e. インターネット広告業

当連結会計年度のインターネット広告業の営業収益は366百万円（同5.2%増）、セグメント利益は28百万円（同6.1%増）となりました。

(営業収益の推移)

最近2事業年度における当社グループの営業収益及びその構成比は次のとおりであります。  
(単位：千円)

| 区 分         | 第 78 期<br>(2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで) |           | 第 79 期<br>(2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで) |           |      |
|-------------|-----------------------------------------|-----------|-----------------------------------------|-----------|------|
|             | 金 額                                     | 構 成 比     | 金 額                                     | 構 成 比     |      |
| 投資・金融サービス業  |                                         | %         |                                         | %         |      |
| 受取手数料       | 金融商品取引所証拠金取引                            | 1,560,335 | 33.3                                    | 1,650,842 | 32.7 |
|             | 商品先物取引                                  | 382,024   | 8.2                                     | 478,069   | 9.5  |
|             | 小 計                                     | 1,942,360 | 41.5                                    | 2,128,911 | 42.2 |
|             | そ の 他                                   | 102,960   | 2.2                                     | 78,115    | 1.5  |
|             | 合 計                                     | 2,045,321 | 43.7                                    | 2,207,026 | 43.7 |
| 生活・環境事業     |                                         |           |                                         |           |      |
| 生命保険・損害保険事業 | 327,875                                 | 7.0       | 380,965                                 | 7.5       |      |
| 広告用電設資材卸売業  | 494,690                                 | 10.6      | 506,819                                 | 10.0      |      |
| LED照明等の販売事業 | 189,455                                 | 4.0       | 222,828                                 | 4.4       |      |
| 合 計         | 1,012,021                               | 21.6      | 1,110,613                               | 22.0      |      |
| スポーツ施設提供業   | 493,132                                 | 10.5      | 483,243                                 | 9.6       |      |
| 不動産業        | 781,122                                 | 16.7      | 880,065                                 | 17.4      |      |
| インターネット広告業  | 348,694                                 | 7.4       | 366,675                                 | 7.3       |      |
| 合 計         | 4,680,292                               | 100.0     | 5,047,625                               | 100.0     |      |

- (注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。  
2. 構成比は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
当社子会社のフジトミ証券株式会社は、2025年4月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、生命保険・損害保険の募集に関する事業を当社子会社の株式会社フジトミに事業譲渡いたしました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第76期<br>(2023年3月期) | 第77期<br>(2024年3月期) | 第78期<br>(2025年3月期) | 第79期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 営 業 収 益                 | 4,113,775千円        | 4,486,809千円        | 4,680,292千円        | 5,047,625千円                     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 200,253千円          | 370,617千円          | 239,411千円          | 280,054千円                       |
| 1株当たり当期純利益              | 16円08銭             | 29円76銭             | 19円23銭             | 22円75銭                          |
| 総 資 産                   | 16,961,124千円       | 18,470,058千円       | 20,878,202千円       | 24,023,984千円                    |
| 純 資 産                   | 8,872,022千円        | 9,522,156千円        | 9,767,782千円        | 10,071,963千円                    |
| 1株当たり純資産                | 712円49銭            | 764円83銭            | 784円62銭            | 843円08銭                         |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金      | 当 議 決 権 比 率       | の 率         | 主 要 な 事 業 内 容                           |
|--------------------|------------|-------------------|-------------|-----------------------------------------|
| フジトミ証券株式会社         | 百万円<br>300 |                   | %<br>100.00 | 金融商品取引業<br>商品先物取引業<br>不動産賃貸業<br>宅地建物取引業 |
| 株式会社日本ゴルフ倶楽部       | 90         | 100.00<br>(17.64) |             | ゴルフ場関連事業                                |
| 株式会社小林洋行コミュニケーションズ | 60         | 100.00            |             | インターネット広告業                              |
| 株式会社三新電業社          | 30         | 100.00            |             | 広告用電設資材総合卸売業<br>LED照明等の販売事業             |
| 株式会社フジトミ           | 15         | 100.00            |             | 生命保険・損害保険の募集                            |

(注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また（ ）内は、間接保有割合で内数であります。

3. 株式会社フジトミは、2025年4月1日を効力発生日として、吸収分割により、フジトミ証券株式会社で営んでおりました生命保険・損害保険の募集事業を承継いたしました。

4. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、安定的な収益源の確保と継続的な営業利益の拡大のため、経営資源を最適に配分し、グループ事業の拡大と再編に努めてまいります。

なお、セグメントごとの対処すべき課題は、次のとおりであります。

##### 《投資・金融サービス業》

当社グループの営業総利益のうち、投資・金融サービス業による営業収益への依存度が最も高くなっていることから、当該事業の拡大が最優先課題となっております。同部門においては、引き続きウェブサイトの刷新や社員研修・教育の徹底による営業力の強化等を通じて、金融商品取引業者としての社会的信頼と認知度を一段と高め、「お客様本位の業務運営方針」及び「具体的な取組方針」に基づく営業活動を深化させてまいります。また、「信頼性の強化・商品ラインアップ拡充・デジタル高度化」を軸として、業務自動化の推進による顧客の利便性向上とフィッシング対策の強化、シストレセレクト365の市場認知度の向上と長期利用顧客の拡大、デジタルと金融知識を兼ね備えた人材の採用・育成による組織基盤の強化と新支店開設に向けた準備等に取り組み、収益基盤の安定と成長の加速を図ってまいります。

##### 《生活・環境事業》

保険募集業務では、引き続き各所属員が各取扱保険商品の特徴を的確に把握し、変化する顧客ニーズに対応した提案力の向上を図るとともに、保険周辺知識、隣接業界等に関する情報や付帯サービスの提供ができる対応力の強化と既契約に対する保全活動の品質向上を図り、顧客基盤の拡大と安定化に取り組んでまいります。

広告用電設資材卸売業においては、引き続き顧客ニーズに合った商品をツールにした企画力に重点を置いた提案営業により、需要拡大に注力してまいります。

LED照明器具を中心とした販売事業においては、2023年に開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、一般照明用蛍光灯の製造と輸出入が2027年末までに全面禁止されることが合意されたことから、代替器具としてLED照明器具が主流になりつつあります。LED照明器具は照明の快適性及び電力経費の節減によるCO<sub>2</sub>の削減効果また長寿命の節約効果の評価は高く、交換需要はより一層の高まりが見込まれます。中東情勢の緊迫の長期化によるエネルギー価格の高騰が懸念され、製品価格の値上がりや供給不足などの警戒感の広がりに十分留意しつつ、今後も大規模工場・倉庫・病院・商業施設・自治体に向けてLED照明器具のメリットを活かした営業活動を推進し、売上及び収益の拡大に注力してまいります。

### 《スポーツ施設提供業》

ゴルフ場事業では、DX化による利便性の向上と独自のレストランメニューの構成により、他のゴルフ場との差別化を図りながら顧客満足度の向上に努めてまいります。また、引き続き周辺の事業環境を注視しながら状況に応じた価格設定をするなど、来場者数及び売上の確保を図ってまいります。

### 《不動産業》

不動産業において、既設の賃貸物件については、建物や設備等の経年劣化具合や賃借人のニーズを考慮し、大規模改修など計画的な改修や設備更新を行うことで、物件等の長期維持管理や入居率の向上に努め、継続的かつ安定的な収益源の確保に繋げてまいります。また、短期で効率的な資金回転を目指す販売事業と中長期で安定的な賃料収入を確保する運用事業の両事業を推進し、堅固な事業基盤を確立するとともに、いかなる経済環境下においても持続的かつ安定した収益が維持できるよう取り組んでまいります。

### 《インターネット広告業》

インターネット広告業において、インターネット広告市場は、技術革新や媒体構造の変化が続いており、広告手法や分析手法の高度化に伴い、顧客ニーズは一層多様化しております。このような環境のもと、専門性の強化とサービス体制の充実を図り、顧客満足度の向上に努めてまいります。また、競争環境が変化するなか、既存サービスの品質向上に加え、新たな価値提供の可能性を追求し、持続的な成長基盤の確立を目指してまいります。

これらの既存事業以外にも、継続的に安定した収益が期待できる事業分野に関しましては、新規参入を含めて検討してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業部門       | 主な事業内容                                       |
|------------|----------------------------------------------|
| 投資・金融サービス業 | ・金融商品取引業<br>・商品先物取引業                         |
| 生活・環境事業    | ・生命保険、損害保険の募集<br>・広告用電設資材卸売業<br>・LED照明等の販売事業 |
| スポーツ施設提供業  | ・ゴルフ場関連事業                                    |
| 不動産業       | ・不動産賃貸業<br>・宅地建物取引業                          |
| インターネット広告業 | ・インターネット広告業                                  |

(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

|          |    |                      |
|----------|----|----------------------|
| 株式会社小林洋行 | 本社 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号 |
|----------|----|----------------------|

② 子会社

|                    |     |                      |
|--------------------|-----|----------------------|
| フジトミ証券株式会社         | 本社  | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号 |
|                    | 支店  | 大阪支店 (大阪市中央区)        |
| 株式会社日本ゴルフ倶楽部       | 本社  | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号 |
| 株式会社小林洋行コミュニケーションズ | 本社  | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号 |
|                    | 営業所 | 京都オフィス (京都市中京区)      |
| 株式会社三新電業社          | 本社  | 東京都練馬区練馬三丁目21番11号    |
|                    | 支店  | 日本橋オフィス (東京都中央区)     |
| 株式会社フジトミ           | 本社  | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目29番6号 |
|                    | 営業所 | 福岡営業所 (福岡市中央区)       |
|                    |     | 熊本営業所 (熊本市中央区)       |

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業部門       | 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|------------|-------------|
| 投資・金融サービス業 | 82 ( 8 ) 名 | 2名増 ( - )   |
| 生活・環境事業    | 27 (15)    | 3名減 ( 4名増)  |
| スポーツ施設提供業  | 6 (34)     | 1名減 ( 4名増)  |
| 不動産業       | 1 ( 0 )    | - ( - )     |
| インターネット広告業 | 11 ( 0 )   | 1名増 ( - )   |
| 全社 ( 共通 )  | 16 ( 6 )   | - ( 1名増)    |
| 合計         | 143 (63)   | 1名減 ( 9名増)  |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 3 ( 3 ) 名 | - ( - )   | 44.8歳 | 22.0年  |

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 27,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 12,554,379株 |
| ③ 株主数         | 28,250名     |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

| 株主名                            | 持株数     | 持株比率   |
|--------------------------------|---------|--------|
| 株式会社東京洋行                       | 3,107千株 | 26.01% |
| 日産証券グループ株式会社                   | 699     | 5.85   |
| 株式会社りそな銀行                      | 600     | 5.02   |
| 共和証券株式会社                       | 508     | 4.25   |
| 細金英光                           | 390     | 3.27   |
| 内藤征吾                           | 353     | 2.95   |
| 細金成光                           | 320     | 2.68   |
| 特定有価証券信託受託者<br>株式会社S M B C信託銀行 | 196     | 1.64   |
| 細金千恵子                          | 181     | 1.52   |
| PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP. | 164     | 1.37   |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示し、また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を607,687株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2026年 3月 31日 現在)

| 地 位                    | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                         |
|------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長          | 細 金 成 光 | 株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長<br>株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長<br>株式会社三新電業社代表取締役会長            |
| 常 務 取 締 役              | 渡 辺 宏   | フジトミ証券株式会社取締役<br>株式会社日本ゴルフ倶楽部取締役<br>株式会社三新電業社監査役<br>株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役       |
| 取 締 役                  | 瀧 澤 克 行 | 経営企画室長<br>株式会社小林洋行コミュニケーションズ取締役<br>株式会社三新電業社取締役                                 |
| 取 締 役                  | 細 金 英 光 | フジトミ証券株式会社代表取締役社長<br>株式会社フジトミ代表取締役社長                                            |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 加 藤 周 二 | 株式会社マコト取締役会長                                                                    |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 西 田 章   | 西田法律事務所弁護士<br>株式会社リーガルコーポレーション社外監査役                                             |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 前 田 哲 哉 | 株式会社日刊スポーツビジネスサポート取締役<br>株式会社日刊スポーツNEWS 監査役<br>株式会社日刊スポーツ新聞東京本社監査役<br>株式会社滝山監査役 |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役 (監査等委員) は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 (監査等委員) 加藤周二氏、西田 章氏及び前田哲哉氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務または業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して生ずることのある損害に対して、被保険者が負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものであります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定報酬のみとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長細金成光氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであり、同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                          | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                              |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役 (監査等委員を除く。)<br>(うち社外取締役) | 54<br>(-)       | 54<br>(-)        | -           | -          | 4<br>(-)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)     | 22<br>(22)      | 22<br>(22)       | -           | -          | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)              | 77<br>(22)      | 77<br>(22)       | -           | -          | 7<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額150百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) の員数は、3名 (うち社外取締役は0名) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
3. 当社の役員報酬は、固定報酬のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 (監査等委員) 加藤周二氏は、株式会社マコトの取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 西田 章氏は、西田法律事務所弁護士及び株式会社リーガルコーポレーションの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 前田哲哉氏は、株式会社日刊スポーツビジネスサポートの取締役、株式会社日刊スポーツNEWSの監査役、株式会社日刊スポーツ新聞東京本社の監査役及び株式会社滝山の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- . 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

## 八. 当事業年度における主な活動状況

|                    | 出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員） 加 藤 周 二 | 当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。通商産業省（現 経済産業省）及び企業役員としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会では発言を行っており、外部の視点をもって経営の監視や適切な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。         |
| 取締役（監査等委員） 西 田 章   | 当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する専門知識により、取締役会では発言を行っており、当社の経営から独立した客観的な立場から監督や助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員） 前 田 哲 哉 | 当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。銀行員として長年培ってきた識見や取締役として企業経営に携わった経験により、取締役会では発言を行っており、外部の視点をもって経営の監視や助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。             |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 Mooreみらい監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社連結子会社フジトミ証券株式会社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令順守に関する業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とMooreみらい監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第35条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>17,174,473</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>13,079,799</b> |
| 現金及び預金                 | 3,085,073         | 買掛金                    | 101,066           |
| 委託者未収金                 | 19,863            | 未払法人税等                 | 75,426            |
| 売掛金                    | 230,859           | 預り証拠金                  | 5,718,177         |
| 棚卸資産                   | 739,616           | 受入保証金                  | 6,332,796         |
| 保管有価証券                 | 507,278           | その他の流動負債               | 852,332           |
| 差入保証金                  | 12,219,470        | <b>固 定 負 債</b>         | <b>850,335</b>    |
| 預託金                    | 106,000           | 繰延税金負債                 | 398,155           |
| その他の流動資産               | 267,532           | 退職給付に係る負債              | 330,653           |
| 貸倒引当金                  | △1,219            | その他の固定負債               | 121,527           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,849,510</b>  | <b>特 別 法 上 の 準 備 金</b> | <b>21,886</b>     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,782,960</b>  | 商品取引責任準備金              | 10,000            |
| 建物                     | 1,421,356         | 金融商品取引責任準備金            | 11,886            |
| 土地                     | 1,922,941         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>13,952,021</b> |
| その他の有形固定資産             | 438,661           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>111,133</b>    | 科 目                    | 金 額               |
| のれん                    | 574               | <b>株 主 資 本</b>         | <b>9,130,000</b>  |
| ソフトウェア                 | 103,721           | 資本金                    | 2,000,000         |
| その他の無形固定資産             | 6,836             | 資本剰余金                  | 1,394,290         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,955,417</b>  | 利益剰余金                  | 6,007,310         |
| 投資有価証券                 | 2,695,559         | 自己株式                   | △271,600          |
| 繰延税金資産                 | 54,187            | その他の包括利益累計額            | 941,962           |
| その他の投資                 | 223,428           | その他有価証券評価差額金           | 941,962           |
| 貸倒引当金                  | △17,758           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>10,071,963</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>24,023,984</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>24,023,984</b> |

# 連結損益計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額       |                  |
|--------------------|-----------|------------------|
| <b>営業収益</b>        |           |                  |
| 受取手数               | 2,509,876 |                  |
| 売上その他営業収益          | 2,459,632 |                  |
|                    | 78,115    | <b>5,047,625</b> |
| <b>営業費用</b>        |           |                  |
| 売上費及び一般管理費         | 3,210,396 | 3,210,396        |
| <b>営業外収益</b>       |           | <b>182,347</b>   |
| 受取利息               | 18,612    |                  |
| 受取配当金              | 71,625    |                  |
| 投資事業組合運用益          | 5,742     |                  |
| 貸倒引当戻入             | 943       |                  |
| その他                | 26,259    | 123,183          |
| <b>営業外費用</b>       |           |                  |
| 支払倒損               | 67        |                  |
| その他                | 22,096    |                  |
|                    | 3,614     | 25,777           |
| <b>特別利益</b>        |           | <b>279,752</b>   |
| 固定資産売却益            | 649       |                  |
| 投資有価証券売却益          | 81,003    | 81,653           |
| <b>特別損失</b>        |           |                  |
| 金融商品取引責任準備金繰入      | 3,286     |                  |
| 固定資産売却除却損          | 3,659     | 6,945            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |           | <b>354,460</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 98,729    |                  |
| 法人税等調整額            | △24,323   | 74,406           |
| <b>当期純利益</b>       |           | <b>280,054</b>   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |           | <b>280,054</b>   |

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,677,507</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>58,183</b>    |
| 現金及び預金                 | 1,524,399        | 未払金                    | 30,776           |
| 前払費用                   | 6,141            | 未払費用                   | 4,319            |
| 関係会社短期貸付金              | 135,000          | 未払法人税等                 | 12,620           |
| 未収入金                   | 10,264           | その他の流動負債               | 10,466           |
| その他の流動資産               | 2,196            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>520,409</b>   |
| 貸倒引当金                  | △494             | 繰延税金負債                 | 397,529          |
|                        |                  | 退職給付引当金                | 11,360           |
|                        |                  | その他の固定負債               | 111,519          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,041,284</b> | <b>負 債 合 計</b>         | <b>578,592</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,962,665</b> | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 建物                     | 1,211,553        | 科 目                    | 金 額              |
| 土地                     | 1,691,698        | 株 主 資 本                | 7,254,021        |
| その他の有形固定資産             | 59,413           | 資 本 金                  | 2,000,000        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,078,619</b> | 資 本 剰 余 金              | 1,186,212        |
| 投資有価証券                 | 2,068,921        | 資 本 準 備 金              | 1,186,212        |
| 関係会社株式                 | 1,954,789        | 利 益 剰 余 金              | 4,339,409        |
| 長期差入保証金                | 1,750            | 利 益 準 備 金              | 360,000          |
| 長期前払費用                 | 13,157           | その他利益剰余金               | 3,979,409        |
| 関係会社長期貸付金              | 40,000           | 別 途 積 立 金              | 3,900,000        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>8,718,792</b> | 繰越利益剰余金                | 79,409           |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△271,600</b>  |
|                        |                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        | 886,177          |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金           | 886,177          |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>8,140,199</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,718,792</b> |

# 損益計算書

( 2025年 4月 1日から  
2026年 3月 31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |         |
|--------------|---------|---------|
| 営業収益         | 295,575 |         |
| 売上高          | 295,575 |         |
| 関係会社事務代行収益   | 3,000   |         |
| 関係会社受取配当金    | 83,433  | 382,009 |
| 売上原価         |         | 136,560 |
| 営業総利益        |         | 245,449 |
| 営業費用         | 332,735 | 332,735 |
| 販売費及び一般管理費   | 332,735 |         |
| 営業外収益        |         | 87,286  |
| 受取利息         | 5,139   |         |
| 受取配当金        | 59,319  |         |
| 投資事業組合運用益    | 5,742   |         |
| その他          | 919     | 71,121  |
| 営業外費用        | 21,901  |         |
| 貸倒損失         | 21,901  |         |
| その他          | 1,586   | 23,487  |
| 経常損失         |         | 39,652  |
| 特別利益         | 61,794  | 61,794  |
| 投資有価証券売却益    | 61,794  |         |
| 特別損失         | 3,320   | 3,320   |
| 固定資産除却損      | 3,320   |         |
| 税引前当期純利益     |         | 18,821  |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 1,939   |
| 当期純利益        |         | 16,882  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社小林洋行  
取締役会御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉原 浩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 海老根 元子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小林洋行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小林洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社小林洋行  
取締役会御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 吉原 浩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 海老根 元子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小林洋行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社小林洋行 監査等委員会

監査等委員 加藤周二 ㊟

監査等委員 西田章 ㊟

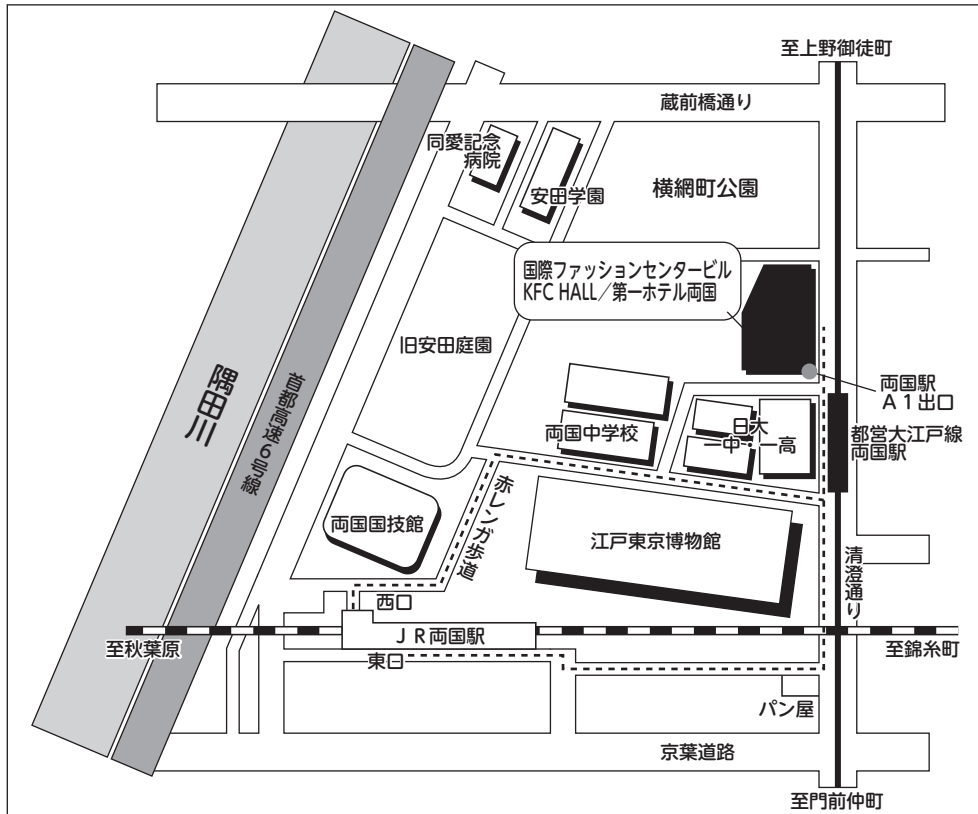
監査等委員 前田哲哉 ㊟

(注) 監査等委員加藤周二、西田章及び前田哲哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
KFCビル (3階 KFC Hall Annex)  
(国際ファッションセンター)  
電話 (03) 5610-5801



## ○交通

- ・地下鉄都営大江戸線…両国駅下車「A1」出入口に直結。
- ・JR総武線……………両国駅下車

東口改札より改札を出て左折。線路沿い直進し、つきあたり(清澄通り)を左折。徒歩約7分。

西口改札より両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路(赤レンガ)に沿って徒歩約7分。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。